

## 大学等を卒業して取得する方法（別表第2）

### （1）基礎資格及び最低修得単位数

種類	所要資格	基礎資格	養護及び教職に関する科目
専修免許状		修士の学位	80
一種免許状		イ 学士の学位	56
		□ 保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師免許証を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学	12
		ハ 保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学	22
二種免許状		イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業	42
		□ 保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許証を受けている	—
		ハ 保健師助産師看護師法第51条第1項の規定に該当すること又は同条第3項の規定により免許を受けていること。	—

◇ 「修士の学位」には、大学の専攻科（短大を除く。）又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。

「学士の学位」には、専門職大学院を卒業したことにより授与される学位又は大学院への入学を認められた場合を含む。

〔別表第1備考第2号，2号の2，施行規則第25条，第66条の4〕

◇ 「短期大学士の学位を有すること又は養護教諭養成機関を卒業すること」には、大学に2年以上在学し、62単位以上修得した場合又は養護教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。

〔別表第2備考第1号，施行規則第66条の9〕

◇ 専修免許状を取得しようとする場合の単位数のうち、一種免許状のイ項の取得に必要な単位数を差し引いた単位数については、大学院又は大学（短大を除く。）の専攻科の課程で修得すること。

〔別表第2備考第2号〕

◇ 上記表□又はハにより一種免許状の授与を受けた者が、専修免許状を受けようとする場合、一種免許状のイの最低修得単位数は修得したものとみなす。

〔別表第2備考第3号〕

◇ 一種免許状に係る単位数（イの事項に定めるものに限る。）は、短期大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科でも修得できる。この場合、二種免許状に係る単位数（イの事項に定めるもの）をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

〔別表第2備考第4号，施行規則第22条の3〕

◇ 各単位は、認定課程を有する大学等の課程において修得すること。

〔別表第1備考第5号〕

◇ 上表とは別に、日本国憲法2単位，体育2単位，外国語コミュニケーション2単位並

びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目2単位又は情報機器の操作2単位修得すること。

〔別表第1備考第4号，施行規則第66条の6〕

- ◇ 一種免許状若しくは二種免許状を有する者又はこれらの免許状の所要資格を得ている者が、それぞれ専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、一種免許状又は二種免許状に係る単位数は既に修得したものとみなす。

〔施行規則第10条の2〕

(2) 単位の内訳

科目	免許状の種類	専修	一種			二種
			イ	ロ	ハ	
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	4		2	2
	学校保健	2	2	3	2	1
	養護概説	2	2	※2	※3	1
	栄養学（食品学を含む。）	2	2		2	2
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	2	—	—	2
	解剖学・生理学	2	2	—	—	2
	「微生物学，免疫学，薬理概論」	2	2	—	—	2
	精神保健	2	2	—	—	2
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	10	—	—	10
教育の基礎的理解に関する科目※1		8	8	2 ※2	2 ※3	5
道徳，総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導，教育相談等に関する科目※1		6	6	—	—	3
教育実践に関する科目	養護実習	5	5	2	2	4
	教職実践演習	2	2			2
大学が独自に設定する科目		31	7	—	—	4
合計		80	56	12	22	42

〔施行規則第9条〕

※1 「教育の基礎的理解に関する科目」，「道徳，総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導，教育相談等に関する科目」に含めることが必要な事項

教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）
	・教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）
	・幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
	・特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解 【1単位以上を含めて修得すること】
道徳，総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導，教育相談等に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）
	・道徳，総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
	・生徒指導の理論及び方法
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法

※2 養護に関する科目の修得方法は，「衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）」，「学校保健」，「養護概説」及び「栄養学（食品学を含む。）」に含まれる内容について，合わせて3単位以上修得すること。また，教育の基礎的理解に関する科目は，「教育の理念並びに教

育に関する歴史及び思想」、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」のうち1以上の科目についてそれぞれ2単位以上修得すること。

〔施行規則第9条第1項表備考第7号〕

※3養護に関する科目の「学校保健」、「養護概説」は合わせて2単位以上修得すること。また、教育の基礎的理解に関する科目は、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」のうち1以上の科目について2単位以上それぞれ修得すること。

〔同表備考第8号〕

◇ 養護に関する科目の「」は、いずれか1以上の科目について修得すること。

◇ 「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に、『教育課程の意義及び編成の方法』の内容を含む場合は、「教育の基礎的理解に関する科目」に『教育課程の意義及び編成の方法』の内容を含むことを要しない。

〔同表備考第2号〕

◇ 養護実習の単位は、養護教諭又は養護助教諭としての在職年数があれば、その1年につき1単位の割合で表に掲げる「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目」（教育実習を除く。）の単位をもってこれに替えることができる。

〔同表備考第3号〕

◇ 次のそれぞれの科目の単位については、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

- ・「教育の基礎的理解に関する科目」にあつては6単位まで（二種免許状を受ける場合は4単位まで）
- ・「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」にあつては2単位まで

〔同表備考第4号〕

◇ 次のそれぞれの科目の単位については、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

- ・「教育の基礎的理解に関する科目」にあつては6単位まで（二種免許状を受ける場合は4単位まで）
- ・「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」にあつては8単位まで（二種免許状を受ける場合は4単位まで）

〔同表備考第5号〕

◇ 「大学が独自に設定する科目」修得方法は、一種免許状又は二種免許状を受ける場合には、「養護に関する科目」、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のほか、大学が加えるこれらに準ずる科目でもよい。

〔同表備考第6号〕